

子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）パブリックコメントに寄せられた意見と市の対応方針

募集期間 平成26年7月15日（火）～平成26年8月4日（月）

意見提出者 1人

意見提出団体 1団体

提出意見等 2件

意見等の内容と市の考え方

提出いただいた意見等の内容及びそれに対する市の考え方は下表のとおりです。

ご協力ありがとうございました。

No.	項目	意見等	市の対応
1	放課後児童クラブについて	児童クラブの利用者は、保護者の方に図書館に連れて行ってもらうことが難しいようです。移動図書館を導入し、各施設を定期的に循環し、子供たちに自分の手で、本を選んでもらえる機会を作りたい。	条例で定める事項は、児童クラブの職員の資格や、規模、開所日数、面積等設備や運営に関する基準です。ご意見のありました図書の関係につきましては、児童クラブごとに予算を計上し、子どもたちの要望を聞いて購入するようにしております。なお、図書活動の充実を図るため、今後関係課と検討して参ります。
2	幼稚園の利用者負担について	幼稚園の利用者負担において公私間格差がでないようお願いします。 国の方においても、公立幼稚園の公定価格や利用者負担を設定するに当たっては、公立施設としての役割・意義、公費の使い途としての公平性・効率性の確保、幼保・公私間のバランスなどを考慮し、設置者かつ財源負担者である市町村において判断するようにとの通知がきており、それが反映された利用者負担の設定（条文化するなど）をお願いしたい。	ご意見を参考とさせていただきます。今後、本市の利用者負担の状況と新制度移行への負担の公平性等を検討します。